



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 トーカロ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 三船 法行
 (コード番号 3433 東証第一部)
 問合せ先 専務取締役管理本部長 木村 一郎
 電話番号 078 - 411 - 5561 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 監査体制の充実強化を図るため、現行定款第 28 条（監査役の員数）につきまして、監査役の員数を現在の 4 名以内から 5 名以内に変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第 35 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は <u>4</u> 名以内とする。 第29条～第34条 (条文省略)	(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は <u>5</u> 名以内とする。 第29条～第34条 (現行のとおり)
(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	(監査役の責任免除) 第35条 (現行のとおり) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日 (予定)
 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日 (予定)

以 上